

第17回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年11月5日(金)午後1時30分より、第17回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

6番 井内 英樹 13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は井内委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 1 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、多羅尾委員、小島委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、多田委員、小島委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲渡人は高齢のため、譲受人は営農規模の拡大を図るため所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理するなど、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多田委員	<p>報告します。去る 1 0 月 2 5 日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の槇島町 の利用状況につきましては、現況は田で、水稻を刈り取った後の状態で、適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	譲受人は田をされるんですか。野菜でしょうか。
局 長	営農計画によると、ハウスでイチゴを作られるとのことですよ。
水谷推進委員	土地が一段下がっていますが、ハウスは何棟くらい建てられるんですか。
局 長	そこまでは確認しておりません。
次 長	譲受人はすぐ近くの北側のハウスでイチゴを作られています。その既存ハウスを見る限り、憶測ですが、当該地にも敷地いっぱいにはハウスを建てられるのではないかと思います。ですが、そこまでは分かりません。
水谷推進委員	新規就農から始められてやる気のある人ですので、大丈夫だとは思いますが、イチゴのハウスがたくさん建つとなると、駐車場とかはどうなるんでしょうか。今はそんなに問題にはなっていませんが、観光農園は近隣市では車がいっぱい駐車されていたりすることがあります。その辺は大丈夫ですか。当該地は段が下がっているのも中にも入れません。
議 長	お客さん用の駐車場は構わないんでしょうか。
水谷推進委員	農用地ではできないんじゃないですか。車は道路かどこか別の場所に駐車されるんじゃないかと思います。ここの前の道は結構広かったはずですよ。そういった計画は何も書かれていないんですか。
中西委員	何も書かれていないですよ。
次 長	はい。
中林委員	まだ観光農園をされるとも限りませんよね。
議 長	今まで貸農園はいけないと散々言っていたのに、ここで何台分もの駐車場が作れるのなら、単なる貸農園にも駐車場を作りたいとなってしまうんじゃないんですか。

水谷推進委員	やる気のある就農者さんですし、この申請自体は良いとは思っています。ですが、経営形態や周辺の耕作者に影響があるのかないのか、そういったことだけでも確認しておいていただきたいです。
山本委員	利用状況が田ということは、当該地は一段低くなっていますよね。イチゴ農園と言っても、譲受人はイチゴ狩りもされるので、ハウスを設置されて、おそらく駐車場も必要かと思います。そのために地上げもされるんじゃないでしょうか。
局長	譲受人の計画について、そこまで詳しくは記載されておりません。現在の状況と同じような形で耕作するとは書かれております。
山本委員	いわゆる、イチゴ狩り用の農園にされるのかどうかです。
多田委員	出荷用の栽培をされるのか、観光用なのか、現在お持ちの農地ではイチゴ狩りをされていますが、当該地についてどういう計画なのかは分からないですね。
議長	農振農用地の中で、そういった観光農園のような商売はできるんですか。
山本委員	イチゴ狩りにしても、芋掘りにしても、そういった経営ができるのかどうかです。
中林委員	農業用倉庫は良いけど、販売所は近隣市で問題になっていると聞いたことがあります。
議長	例えばそういった商売をされてうまく行かずに廃業となった場合、駐車場だけが残ります。それを第三者が買ったらもう農業関係以外のものにされてしまいます。それはどうなのかと農業会議で質問したのですが、答えが出てきませんでした。
多羅尾委員	その場合は、地目が農地のままで変えられないんじゃないですか。地目が農地のままなら農業以外の目的には使えないはずですよ。
議長	ただ、畜舎を建てるという申請があったときは、底地を宅地にしないと建てられないので地目を変えるそうです。他市で出てきた例なのですが、牛舎を建てるという案件がありました。そうすると、今は調子が良いと思いますが、もしも廃業されたら、底地が宅地のまま残ってしまいます。別の土地では第三者が借りて、

	今は完全に倉庫になっている例もあります。その場合に立ち退くようにとは言えないそうです。どうなるのかと質問したんですが、答えがありませんでした。
水谷推進委員	他所では、農耕車や軽トラ等かもしれませんが、2、3台入れるようになっているところはよくあります。
議 長	2、3台なら良いですが、それが5台や10台も駐車できるようなスペースをハウスの前に作られたら、どうになってしまうのでしょうか。
水谷推進委員	作られたら、農地法違反になります。
中林委員	従業員の車を路上に駐車すると邪魔になりますし、そういった駐車スペースは必要かと思います。
議 長	それについては、どこの農家でもそうしていると思います。
山本委員	譲受人は実績のある人ですので、きちんとイチゴ園をされるとは思います。ですが、どういう風にやっていくのかといった計画は聞かせていただきたいです。 通常であれば、第3条許可は営農するための移転なので、購入して作付しますということならそう難なく許可されるものだと思います。ですがご意見のような懸念もありますので、許可はするけれど、説明してもらいたいというのは言えないんですか。 イチゴ園の場合はハウスを建てられると思います。パイプハウスであれば特に問題ないかと思いますが、大きなガラス製のしっかりとしたハウスとなると、地上げは必ず要るでしょう。
局 長	詳細まで書かれていないんですが、権利移転前の営農を引き継ぐため周辺農地への支障はありませんと記載されております。実際にどのようなハウスを考えられているのか、申請書類からは確認できませんが、第3条の許可要件には合致しております。ただ、具体的にどのように考えられているのか、農業委員会からの質問として答えていただくことは可能ですので、そういった形で対応させていただけたらと思います。
議 長	譲受人は、許可を受ければそれで済むと思っているかもしれませんが、イチゴ園ができると思っていて、途中でだめだと言われたら本人も困ると思います。

中西委員	<p>ですが、譲受人は悪いことをされているわけじゃないでしょう。まじめな方で すし、田を買ってイチゴをするというのは、そのまま水稻を続けるよりもしっか りとした計画を持っていらっしゃるということで、信用できると思います。</p>
今村委員	<p>私も譲受人から、イチゴについていろいろと聞かせてもらっています。</p>
多羅尾委員	<p>観光農園にするつもりでいらっしゃるなら、農地に車を置かないように一筆書 いてもらったかどうか。</p>
中林委員	<p>駐車しても良いと思っておられてはいけませんので、法的なルールはお伝えし たほうが良いと思います。</p>
山本委員	<p>委員会でそういった声が出ていたと、本人に伝えていただきたいです。</p>
議 長	<p>先述のとおり、他所の土地で完全に農業外の人に貸してしまっている場所があ るので、当該地もそうならないか心配しております。その土地の方も当 時は一生懸命農業をされていて、このような事態になるとは誰も思ってなかつた 人です。</p>
中西委員	<p>その方は長いこと農業をされていましてよね。20年、30年と続けて来られ たんですから、計画的な転用ではなかったのではないかと思います。ただ、高齢 になったか収入が見込めなくなったかと言った理由で売却に至ったんじゃない でしょうか。取得して3年、4年で売却されれば計画的なものと言えるかもしれ ませんが、その件については悪意があったわけではないと思います。</p>
議 長	<p>長く営農を続けてきたところは、農業外の用途になってしまっても構わないと いうことですか。逆に何年営農すれば転用が認められるのでしょうか。 当該地の譲受人は確かにまじめにやっている人なので、農家として潰してはい けません。ですが、やっておられる途中でこんなことをしてはいけないとストッ プをかけることにならないよう、駐車スペースについては先に法的な決まりを言 っておいてあげるべきだと思います。</p>
中林委員	<p>ガレージ何台分かと思っておられるようなら、規則的にだめだと言ってあげ ないといけません。他所では道路に駐車されて迷惑している農地もあります。</p>
多羅尾委員	<p>道路には駐車しないよう伝えられますか。</p>

議 長	事務局から伝えてもらうようにします。
多羅尾委員	自分の車くらいは駐車しても仕方ないと思います。
議 長	それはみんなされていますし、通作に必要ですので、許容範囲かと思います。 他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」一括して2件をご説明申し上げます。 番号1につきましては、前回に続き、隣接地でのキャンプ場整備計画を進めるにあたり、駐車場用地として転用するものです。雨水は自然浸透となります。 番号2につきましては、の集会所建設用地として転用するものです。雨水は前面道路側溝へ排水されます。なお、都市計画法第29条による開発許可についても並行して手続が進められております。 以上です。
議 長	続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。
多田委員	報告します。去る10月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。 番号1の西笠取 の利用状況につきましては、現状は何も植わっておらず荒れた土地でした。草刈りはされています。 番号2の白川 の利用状況につきましては、不作付地ですが草はきれいに刈られており、比較的きれいな状態でした。ここは以前に利用状況調査を行った土地だと聞きました。 以上です。

議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
北浦委員	番号1についてですが、こちらは地元で大変問題になっています。 譲受法人は開発すると言っていますが、市役所にもまだ届を出されておられません。地元民にも先月に一度だけ説明がありましたが、内容は地元が納得できるようなものではありませんでした。地元民と予め話し合いをしたわけでもなく、コンサートや花火をするなどと一方的に色々やりたいことについて、なし崩しに話が進められておりました。現在どんどん工事を進めておられますが、工事施行業者と地元間でもトラブルが起こっており、地元としては絶対に反対したいとの意見が上がっています。地元の意見を踏まえた上で、皆さん審議をお願いします。
水谷推進委員	当該地に入るための道は狭く、周辺農地への影響が危惧されます。地元の理解を得られていないのも問題ですので、もちろん調整はすべきです。ただ農業委員会としては、周辺の残存農地への譲受法人の対応や了承の有無が一番の問題かと思えます。
中林委員	前回の農地転用と場所は違うんですか。全然違う場所なら話は別ですが、同じ場所なら、前は問題ないと認めているのに、今回は認めないのはどうしてなのかと言われてしまうんじゃないでしょうか。
北浦委員	前とは場所が少し違います。
議 長	露天駐車場にされるんですよね。境界はきちんと出来上がっているんでしょうか。
水谷推進委員	この辺りは不作付地なので、境界をきちんと取られているかどうかは分かりませんね。
北浦委員	当該地に入る道は地元民からしても細い道です。ガードレールもなく車幅いっぱいいっぱい道の道で、軽トラであっても通るのは危なく感じる場所です。もし何か落とされたら、日頃通る人からすれば通行止め状態になります。
議 長	そういった要望は市のどこが担当になるんでしょうか。
局 長	当該申請は開発許可が必要なものではありませんので、あとは宇治市まちづく

	り条例にかかるかどうかだと思います。
水谷推進委員	かかったとしても既存施設なので、駐車場だけの話になると思います。
北浦委員	ですが、中はどんどん改造されておられます。消防法で残しておかないといけないプール等も埋められてしまったと聞いております。他の施設に変えられていってるんです。花火やコンサート等をやりたいとのことですが、そういったことについて地元とは一度も話し合いをしていません。話し合いのないまま工事だけがどんどん進んでいます。
局 長	あくまでも農業委員会としては、当該地の5条転用が農地法上適当かどうかを判断する必要があると思います。仰っていただいた諸問題については、まちづくり条例にかかる可能性もありますので、開発指導課にも相談に行くよう譲受法人には伝えておりますし、事務局からも開発指導課にこういう計画があると説明はしております。
水谷推進委員	他にも転用される予定はあるのでしょうか。
北浦委員	まだ出てくると思います。
議 長	当該地の工事を事前着工されてるんですか。
北浦委員	施設の中は工事を進められています。当該地はまだされていません。
議 長	農地の部分について事前着工されていないなら、農業委員会としては止められません。今の問題は京都府等に伝えたり指導するよう交渉するしかないと思います。農業委員会からこうなさいと指導するのはなかなか難しいです。
水谷推進委員	農業委員会がやることは、周辺の残存農地への影響を考えることです。この道は狭くなっておりますので、大丈夫なのかという問題はあります。
議 長	それは農地外の工事の話ですよ。当該地にはまだ手を付けられていないなら、問題はないと思います。
北浦委員	当該地の事前着工はされていませんが、隣接農地はあります。

議 長	<p>ですが、当該地が工事されているわけではないので、隣接農地の所有者が迷惑しているという話でもないんですよ。譲受法人が他の場所で工事されていることについては、交通上の問題が生じているのかもしれませんが、当該地について何ら工事されていないのであれば、当該地に対して何台も車が通って妨げているということもないんですよ。</p>
中林委員	<p>今回の件については、書類が揃っていたら受けざるを得ません。ただ、水谷推進委員が言うように周辺農地に影響するのかは確認すべきですね。当該地が地上げすることで周辺農地に水が行かないといったことがないようにしないとけません。</p>
議 長	<p>それは当然です。転用することによって、周辺農地に迷惑が掛かるようなら対策しなければいけません。</p>
水谷推進委員	<p>南側は譲渡人が誰かに貸していたと思いますが、隣接農地の同意書は取られているんですか。</p>
局 長	<p>隣接農地は川を挟んでおりますので、同意書は取られておりません。 また、一般的に譲渡人と同一所有者の場合は、同意書は不要としています。</p>
多羅尾委員	<p>駐車場をするにしても、地元の説明する義務はあるんじゃないですか。</p>
北浦委員	<p>それが全然説明できてないんです。地元民が納得していないのに、工事車両がどんどんと入ってきている状態です。</p>
多羅尾委員	<p>それは市に言わないといけないんじゃないですか。京都府の許可はいらないんですか。</p>
北浦委員	<p>農業委員会としてどうこうできないことは分かっています。ですが、地元が困っているからお話した次第です。</p>
局 長	<p>開発許可については、当該地は無指定地域ですので、1 h a を超えないと許可申請が不要となっています。</p>
中西委員	<p>施設の規模のわりには、駐車場が少ないですね。</p>

議 長	<p>どういった駐車場にするのか、周辺に迷惑が掛からないように擁壁やフェンスを施すのか、農業会議の案件ならそういったことは記載させます。</p>
徳田委員	<p>周辺農地として、隣接しか同意は要らないんですか。</p>
議 長	<p>当該地については、南隣以外の隣接農地は離れているので大丈夫かと思えます。業者と地元との話し合いについては、どこかから指導してもらわないと仕方ありませんね。</p>
局 長	<p>まちづくり条例の関係で、開発指導課が現状を把握しているのかどうかは確認しておきます。先述のとおり、こちらから開発指導課に情報提供もしておりますし、譲受法人に対しても伝えております。消防法の関係については、消防本部に情報提供しておきます。</p> <p>しかし、当該申請を許可すべきか否か審議いただくにあたって、それらの解決を農地法上の条件とはできないかと思えます。</p>
水谷推進委員	<p>隣接や周辺の農地に影響があるかないかが審査ポイントです。細いこの道しか通れないことについては、周辺に影響があるのなら農地にも影響があると言えるでしょう。そういう地形です。同意が取れているのかと聞くのは、そういった理由からです。</p>
局 長	<p>基本的に、所有者が同一の場合は同意書を求めておりませんし、水路等で隔たれているときは隣接農地として扱っておりません。</p>
水谷推進委員	<p>南隣の農地への進入路も、当該地に進入するこの道しかないじゃないですか。</p>
小島委員	<p>道路については、駐車してあって通れないということならいけません、道路以外のところに駐車場を設けられるので、道路の通行はそのままできますよね。特に問題はないと私は思います。</p>
水谷推進委員	<p>当該地は道路より一段低い土地ですが、どのように車を下ろす計画になっていますか。</p>
小島委員	<p>確かに少し低い土地ですが、ちょっと道を取り付ければ入れそうには見えます。</p>

局 長	添付されている計画図は平面配置図のみで、スロープや盛土等どのようにされるのかについては分かりません。
水谷推進委員	許可条件には付けられませんが、地元との調整をするように伝えておいてください。
北浦委員	農業委員会として規制できないのは分かっていますが、地元としては何とかできないかと思っているところなんです。隣接に川を挟んでいると言っても、物を放ったりするとすぐその田に届くくらいの距離です。現実には物を放り込まれて困っている農家もあります。業者との間で色々ありますので、この場でも言ってほしいと地元からの要望でお伝えしました。
議 長	分かりました。農業委員会としては何ら不許可とする根拠はありません。地元との話し合いを十分にしてもらうように、道路の通行についても迷惑が掛からないようにと伝えてもらうしかできませんが、よろしいですか。
北浦委員	こういったことは開発指導課に相談するのが良いでしょうか。
局 長	当該案件がまちづくり条例に該当するかどうかは分かりませんが、まちづくり条例に関する窓口は開発指導課なり都市計画課が所管になります。こちらからも伝えますが、地元としてもご相談いただいたらどうかと思います。
水谷推進委員	西笠取は農振地域に指定されていないので、一概に開発がだめだとは言えませんが、譲受法人は地主さんに納得してもらって地元と意向を固めていかないと、なかなか開発の話はまとまらないかと思います。
議 長	十二分に地元と調整するよう、許可の際に要望として伝えていただきたいです。
小島委員	番号2については、昔は水田でしたが30年以上不耕作の状態、ミカンの木が5、6本植えられていた程度です。毎年草刈りはきれいにされておりました。今年春頃に農地の一時使用届を提出され、文化財の発掘調査が行われました。8か所から文化財が見つかったため1m以上は掘らない条件が付された上で、使用許可が下りたところです。当該地から100mほど離れたところに、35年ほど前に建てられた既存集会所がありますが、そちらは川のそばで土砂の流出危険地帯に指定されています。白川には近い避難場所がありません。一番近い

	<p>避難場所には3kmほどの距離があり、宇治川のそばを通らないと行けません。既存の集会所は耐震工事を行わないと今後使用できなくなるとのことで、費用面や避難場所の確保について地区の役員会で話し合ったところ、避難場所に適した高台の土地で、白川の中心に位置する当該地が良いのではないかという話になりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2については、ご質問等よろしいでしょうか。 他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地中間管理事業により、京都府農業会議を介して利用権の設定を行うもので、期間は10年となっております。</p> <p>なお、マッチングについては、7月26日開催の連絡調整会議において、本日配付させていただいております「農地中間管理事業に係る宇治市の基本的な考え方」等の資料に基づき協議が行われました。</p> <p>基本的な考え方の(3) 該当者としてマッチングの優先順位が決定され、最終的には3位の方とのマッチングが成立したものでございます。</p> <p>番号2及び番号3につきましては、機構集積でない利用権の設定で、今回は更新となり、期間はおよそ10年となっております。</p> <p>以上3件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	続きます、小島委員より現地調査の報告をお願いします。
小島委員	<p>報告します。去る10月25日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行ってみました。</p> <p>番号1の檳島町の利用状況につきましては、野菜畑で、きれいに耕して畝立てされ、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の白川の利用状況につきましては、休耕田で、不作付ですが草刈り等が実施されており、適正に管理されていました。</p> <p>番号3の白川の利用状況につきましては、機械刈りの茶園で、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中林委員	10年借りられるとのことですが、借人は何歳の方ですか。
局 長	番号1は36歳、番号2及び3は30歳です。
議 長	番号3の農地は、茶園として管理されているんですか。借人はお茶をされるんですか。
小島委員	番号3の借人は茶商さんの親族の方で、先月に宇治市へ帰って来られました。それまでは九州へ行き、鹿児島県の茶農家さんのもとで茶業に従事して、ずっと勉強しておられたと聞いています。その際に重機の操作も練習されていたとのこと。番号2の休耕田についても茶畑にしたいとのこと、田畑転換届を出すように伝えています。
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。

	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>それでは、第1号報告から第2号報告までを一括してご説明申し上げます。</p> <p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>こちらは、共同住宅6戸分を建設するために転用するものです。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、先ほどの第1号報告の届出人が譲渡人です。</p> <p>番号1は老人ホームの建設、番号2は分譲宅地37戸分を造成するために転用するもので、いずれも隣接農地はなく、10月20日付で都市計画法第29条による開発許可が下りております。</p> <p>次に、番号3につきましては、分譲宅地4戸分を造成するために転用するもので、隣接農地はありません。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>局長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>第2号報告の番号1は売買ですか。</p>
<p>局長</p>	<p>売買かどうかは記載欄がなく、所有権の移転ということしか分かりません。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>

議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。
-----	--

(午後2時33分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____